

電子提供措置の開始日 2023年6月1日

第18期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

弁護士ドットコム株式会社

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式……………移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はメディア事業およびIT・ソリューション事業を主な事業とし、メディア事業では、主に法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用したサービスの提供を行っております。また、IT・ソリューション事業では、主に契約マネジメントプラ

ットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。

(1) 弁護士支援サービス

主に、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」を活用した集客支援サービスを提供しております。当社は、弁護士事務所との間で締結した役務提供契約に基づく期間にわたり専用ページを掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって専用ページを掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(2) 有料会員サービス

有料登録を行った会員に対して、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」に投稿されたすべての質問への弁護士回答を閲覧可能にするサービスを提供しております。当社は、有料登録を行った会員に対して、プレミアムサービス利用規約に基づく閲覧サービスを契約期間にわたり提供する義務を負っており、当該契約期間にわたって閲覧サービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(3) 税理士支援サービス

主に、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用し、税理士事務所に対して顧客を紹介することを履行義務としております。パートナー税理士と顧客が契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(4) 広告その他サービス

主に、各種媒体に顧客の広告を掲載することで広告収入を得ております。当社は、顧客との契約に基づく期間にわたり広告を掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって広告を掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(5) IT・ソリューションサービス

主に、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。当社は、クラウドサインサービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、月額サービスについてはプラン内容や提供機能に応じた月額固定金額を、従量サービスについては送信件数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 105,597千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社は、過去（3年）および当期のすべての事業年度において課税所得が安定的に生じており、かつ、当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。

②主要な仮定

当事業年度末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないことを主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、経営環境に著しい変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の回収可能額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 59,074千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②主要な仮定

一般債権の算出に用いた主要な仮定は、過去の貸倒実績率であります。貸倒懸念債権等特定の債権については、決算期末（四半期決算を含む）において一定期間回収が遅延している取引先等に対する債権を滞留債権とみなし、個別に回収不能見込額を見積り引当金を計上しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

取引先の財政状態が予想を大幅に超えて悪化し、その支払能力が著しく低下した場合、追加引当処理が必要となる可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	63,471千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	166,576千円
関係会社に対する短期金銭債務	62,204千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	648,007千円
販売費及び一般管理費	300,441千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	22,329,500株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	101,289株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
該当事項はありません。	
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数	
普通株式	671,100株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	18,088千円
貸倒損失	3,178 〃
減価償却費	67,278 〃
未払事業税	12,347 〃
未払事業所税	2,390 〃
資産除去債務	3,969 〃
未払賞与	7,139 〃
投資有価証券評価損	12,247 〃
未払金否認額	2,454 〃
株式報酬費用	6,772 〃
その他	1,261 〃
繰延税金資産小計	137,129 〃
評価性引当額	△31,532千円
繰延税金資産合計	105,597千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また金融機関からの資金借入およびデリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

営業債務である未払金および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金については注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、および未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 投資有価証券0千円、関係会社株式49,000千円）については記載をしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	49,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	144,507千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	66,258千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	SMBCクラウドサイン株式会社	所有直接49.0%	—	当社サービスの提供	当社サービスの提供(注)	648,007	売掛金	158,294
					販売手数料(注)	300,441	未払金	62,204

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格および販売手数料の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	弁護士法人Authense法律事務所	なし	1名	当社サービスの提供	当社サービスの提供(注)	12,522	売掛金 前受金	3,072 191

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メディア	IT・ソリューション	計	
弁護士支援サービス	2,363,284	—	2,363,284	2,363,284
有料会員サービス	655,961	—	655,961	655,961
税理士支援サービス	790,520	—	790,520	790,520
広告その他サービス	272,940	—	272,940	272,940
IT・ソリューションサービス	—	4,627,846	4,627,846	4,627,846
顧客との契約から生じる収益	4,082,706	4,627,846	8,710,552	8,710,552
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,082,706	4,627,846	8,710,552	8,710,552

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	1,015,467
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	1,301,775
契約負債（期首残高） 前受金	151,559
契約負債（期末残高） 前受金	188,906

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、151,559千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

	当事業年度（千円）
1年以内	9,504
1年超2年以内	9,504
2年超3年以内	8,712
3年超	—
合計	27,720

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

141円43銭

2. 1株当たり当期純利益金額

32円33銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。